

令和7年度 鹿児島市奨学生募集要領（1次募集）

鹿児島市

（教委総務課扱い）

鹿児島市奨学生を次のとおり募集する。

1 趣 旨

この制度は、向学心にもえ、その能力が十分であるにもかかわらず、経済的理由により修学困難な生徒に対して奨学金の貸与を行い、有用な人材を育成することを目的とする。

2 応募の資格

奨学金の貸与を受ける者は、鹿児島市内に居住する者の子弟で次に掲げる要件のすべてを満たすものであること。

- (1) 鹿児島市内に居住していること（特別の理由がある場合を除く）。
- (2) 高等学校・中等教育学校の後期課程・高等専門学校（第1学年から第3学年）・特別支援学校の高等部・専修学校の高等課程のいずれかに在学していること。
- (3) 経済的理由により修学が困難であると認められること。
- (4) 人物が優れ、学習意欲がおう盛であること。
- (5) 他の奨学金を受けていないこと。

（※他の奨学金には、母子父子寡婦福祉資金の修学資金等も含まれます）

3 貸与額及び貸与期間

月 額 国公立 18,000円

 私 立 30,000円

開始月 令和7年4月分から（決定後、令和7年7月に4月分から遡及して貸与）

期 間 高等学校等の正規の修業期間とする。

4 採用予定人員 25人程度

5 提出書類 (1)～(6)必須、(7)は該当する世帯のみ

(1) 鹿児島市奨学金貸与申請書・・・・・・・・・・1通（各高等学校等に準備）

(2) 作文・・・・・・・・・・奨学生本人が所定の原稿用紙に18行以上、手書きで記入。

※黒のボールペンまたはHB以上の濃い鉛筆で横書きで記入すること。

(3) 所得を証明する書類（令和6年1月～12月までの収入・所得額が分かるもの）

・・・・・・・・1通（生計を一にする学生以外の世帯全員）

① 給与所得者の場合

所得額証明書（令和7年度）又は源泉徴収票（令和6年分）

② 給与所得者以外の場合

所得額証明書（令和7年度）又は税務署等の受付印のある令和6年分確定申告書
（第一表と第二表）の控え

③ 年金所得等がある場合

・非課税となる年金（障害年金・遺族年金等）を受給している場合

→ 年金額改定通知書又は年金証書の写し（支給額の記入があるもの）

・上記以外の年金を受給している場合 → 所得額証明書

(4) 市税に滞納がないことの証明・・・1通（連帯保証人分）

※所得額証明書及び市税に滞納がないことの証明は、市役所資産税課、各支所の税務課（係）で発行されます。発行については各税務担当窓口におたずねください。

(5) 住民票の写し（世帯全員分）・・・1通（本籍記載）

※市役所市民課、各支所の市民課（係）又は総務市民課、中央駅市民サービスステーション（中央駅西口1階）で発行。

※コンビニ交付の住民票でも可。

(6) 同意書（課税資料等の閲覧用）・・・・・・本人及び連帯保証人

(7) 次に該当する世帯はそれを証する書類・・・各1通

① 障害のある人のいる世帯

→障害者手帳（1級～3級）、療育手帳の写し

② 長期療養を要する人のいる世帯

→療養のための年間支出金額のわかる書類（1年間の病院の領収書等）

③ 主たる家計支持者が別居している世帯

→別居のために特別に支出している金額のわかる書類（家賃、光熱水費の領収証等）

④ 火災、風水害または盗難等の被害を受けた世帯

→罹災証明書

※ 世帯人員について

本人の属する世帯とは、同居・別居を問わず本人と生計を一にする家族の世帯で次の各号を含む。

ア 同一の住居に居住している家族は、原則として同一世帯員とする。

イ 次の場合は、同一の住居に居住していなくても同一世帯員とする。

（ア）主たる家計支持者が、出稼ぎまたは勤務地の関係で別居しているとき。

（イ）就学または病気療養等のため、一時別居しているとき。

注：別居独立している兄弟姉妹及び生計を一にしない別居の祖父母は世帯人員から除外する。

6 その他

申請の際は、本市に居住する連帯保証人（保護者）が必要です。

なお、現在、高等学校等在学中で当奨学金の貸与を受けている生徒については、再度の申請書提出等の手続きは必要ありません。

7 提出期限

応募者は、在学する学校長へ上記5の書類を提出してください。

学校長は、鹿児島市奨学生推薦調書を作成し、応募者からの提出書類と一緒に令和7年6月

16日（月）（必着）までに鹿児島市教育委員会総務課担当者あてご提出ください。

※なお、提出する前に別紙「学校におけるチェック項目」をご確認ください。

8 奨学生の決定

奨学資金貸付審査会の選考を経て、市長が決定する。

9 決定の時期及び通知

令和7年7月中旬に採否を決定し、学校長を通じて応募者に通知する。

10 採用になった場合の手続

誓約書を提出すること。また、鹿児島市奨学金説明会に必ず出席すること。

11 返還方法

高等学校等卒業後6ヵ月据え置き、その翌月から貸与額に応じて定めた返還年額以上を、年賦、半年賦、月賦等により返還しなければならない。 <別表参照>

12 応募書類の提出先ならびに問い合わせ先

〒 892-0816 鹿児島市山下町6番1号（鹿児島市教育総合センター内）

鹿児島市教育委員会事務局管理部総務課総務係 担当：上田橋

☎（099）227-1992

<参 考>

■県育英財団奨学金のほか、次のような制度もあります。

（高等学校）令和7年4月現在

制 度 名	名 称	対象者	貸与月額	問い合わせ先
母子父子寡婦福祉資金	修学資金	母子・父子・寡婦世帯	国公立 27,000円限度 （自宅通学の場合） 私 立 45,000円限度 （自宅通学の場合）	こども福祉課 （家庭こども相談室） 216-1264
生活福祉資金 ※他の制度が優先	教育支援資金	市民税非課税又は均等割課税程度の低所得世帯	35,000円限度 （国公立・私立に係らず）	市社会福祉協議会 223-0704

※ 各制度の詳細につきましては、各制度の問い合わせ先へご連絡下さい。

別 表

貸与を受けた奨学金の額	割賦金の年額
200,000円以下	30,000円
200,000円を超え400,000円	40,000円
400,000円を超え500,000円以下	50,000円
500,000円を超え600,000円以下	60,000円
600,000円を超え700,000円以下	70,000円
700,000円を超え900,000円以下	80,000円
900,000円を超え1,100,000円以下	90,000円
1,100,000円を超え1,300,000円以下	100,000円
1,300,000円を超え1,500,000円以下	110,000円